

2012年10月11日

厚生労働大臣 小宮山 洋子 様
文部科学大臣 平野 博文 様
環境大臣 細野 剛志 様
経済産業大臣 枝野 幸男 様

原子力資料情報室
ヒバク反対キャンペーン
原水爆禁止日本国民会議
アジア太平洋資料センター (PARC)
福島原発事故緊急会議被曝労働問題プロジェクト
全国労働安全衛生センター連絡会議

貴職らの日ごろのご活躍に敬意を表します。

すでに報道されてきた年少者の被ばく労働や暴力団の介在に加えて、下請け業者の中には健康保険に労働者を加入させていない、労働条件明示が全くなされていないなど、多くの問題点も見られます。さらには鉛板で線量計のデータをごまかそうとした業者が新聞報道で明らかになったことをきっかけに、線量計をつけずに作業した例や、線量計の紛失など、被ばく管理そのものが極めてずさんであることが次々と判明しました。さらに問題なのは、そのことをただちに国に報告したり改善させていなかったわけですから、東電や元請けメーカーなどが必ずしも重大なことだと考えていないことです。昨年、海江田前経産大臣の「線量計において作業している人がいる」という情報の究明を怠った経産省の責任は重大です。今になって「東電の再発防止策が十分ではない」と指示をしても何ら説得力がありません。まず自らもこれまでの指導が、全くと言うほど無視ないしは軽視されてきたことを大いに反省すべきです。

被ばく労働問題をはじめとする労働条件の確保のために、行政の果たす役割は極めて重要です。率直な情報交換と問題解決のために下記の通り申し入れますので、ご回答よろしくお願い致します。

記

1 福島第一原発における下請け会社の労働法令等の違反根絶に向けて【厚生労働省】

数十人以上の規模の業者ですら、健康保険の未加入や、就業規則や労働条件を明示していない例がある。さらには全国から業者や労働者を募集して雇用したこともあり、違法派遣や職業安定法違反が指摘されている。事故発生直後に若干の混乱はあったにせよ、すでに1年半以上経過しているのだから、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法ないし労働者派遣法、健康保険法の順守は当然の責務である。

①事業場所在地が全国にまたがることも踏まえて、福島第一原発で作業をしている全企業について、本省の指示で労働基準法15条（労働条件の明示）および89条（就業規則）について、監督指導すること。すでに是正勧告した事案があるかないかを明らかにし、あれば詳細を公表すること。

②違法派遣やピンハネが報道される中で、東京電力も元請け各社も自らの管理責任を認めようとせず放置しているのだから、全ての受注・請負関係を報告させて、職業安定法および労働者派遣法違反がないかを確認させ

て、法違反を解消するように指導すること。すでに法違反を是正した事案があるかないかを明らかにし、あれば詳細を公表すること。

③福島第一原発で作業している法人の労働者が、加入が義務付けられている健康保険ではなく、国民健康保険への加入、ないしは無保険である例があるので、全ての事業場の加入状況を調査して、法に従って加入させること。ただし、賃金低下を理由に本人が加入したがない実態もあるため、あわせて労働条件の不利益変更のないように事業主を指導したり、労働者に一人でも入れる労働組合や労働事件に詳しい弁護士を紹介すること。

④福島第一原発をはじめとする原発で作業している人たち向けの労働相談フリーダイヤル「原発労働問題なんでも相談電話」（仮称）を設置して法違反を根絶すること。

2 被ばく線量を超過した場合の生活保障について ①【経済産業省】②【文部科学省】

よこはまシティユニオンは、東電への2011年5月27日の要求書IVで、「2 電離放射線障害防止規則第4条を無視し、一部の指導をしないという厚生労働省の姿勢に関わらず、50mSvを超える被ばくをした労働者は1年間、100mSvを超える場合は5年間、被ばく労働に従事してはならないという規則を順守させるとともに、当該下請労働者の雇用ないし賃金を貴社が保障すること。」という要求をしている。それに対する東電の回答は、「線量限度の超過により、働けなくなった方への対応につきましては、対象協力会社と情報を共有しながら協議を進めてまいります」（平成23年7月4日）というものであった。さらに要求書VIでそうした「協議の結果を明らかにすること」を求めたところ、「事故により被害を受けられた方々への補償につきましては、原子力損害賠償紛争審査会の指針等を踏まえて適切に対応してまいります」（平成23年8月5日）との回答でした。つまり、協力会社任せ、原子力損害賠償紛争審査会任せです。なお上記指針には、上記の線量限度の超過によって働けなくなった人の生活保障についてはなんら示されていない。

①東京電力および元請け業者が、被ばく線量を正確に把握するとともに、法規制を超えた労働者の生活保障をするように指導すること。

②原子力損害賠償紛争審査会で福島第一原発に限らず、原発内被ばく労働に従事して、法規制上の被ばく線量を超過した労働者への補償について議論すること。

3 福島第一原発における労災職業病や賃金未払いの発生状況【厚生労働省】

休業災害の報告が、労働安全衛生規則第97条で定められているが、原発では労災隠しがまかり通ってきたのが現状である。また、賃金未払いやピンハネも後を絶たない。

①福島第一原発の事故後の作業において発生した労災職業病の発生件数などを明らかにすること。少なくとも、休業災害、すなわち労働基準監督署に届けられた死傷病報告（4日未満も含む）の事業場数、発生件数、負傷、疾病ごとの統計資料を公表すること。

②福島第一原発の事故後の作業に従事した業者における、労働基準法第24条および37条違反の申告、是正件数を明らかにすること。

4 晩発性障害の賠償基準の明確化と放射線審議会【環境省】

例えば「多発性骨髄腫」で初めて労災認定された労働者は、当初、労働基準監督署にも、公害裁判を支援していたある革新政党の事務所にも相談したが、事実上の門前払いをされた。晩発性障害の病名を例示することは、国の最低限の責務である。また、②と③については担当者が来なかったもので、できれば事前の文書回答を求める。

- ① 労働者、住民にかかわらず、少なくとも病名とその被ばく線量の目安を明示した晩発性障害の認定基準を策定すること。
- ② 2011年3月26日付けの放射線審議会声明（「緊急作業時における被ばく線量限度について」）が出される前に開かれた同審議会の113回、114回の議事録（いずれも電子メールによる審議）では、声明を出すことを含めて、全く議論にもなっていないようだが、同声明が出された経緯（文章を誰がどのように作成し、委員に確認したのかなど）を明らかにすること。
- ③ 同声明には「本改定での上限値であっても放射線の健康影響は最小限に保たれていること」とあるが、放射線量が高くなればなるほど健康影響リスクが高くなるのは当たり前のことであり、「最小限に保たれる」という意味が全くわからない。審議会として改めて説明すること。

5 健康管理手帳【厚生労働省】

石綿健康管理手帳の交付範囲について、リスク2倍という回答があったが、初めて聞く話である。「職業性間接ばく露者に係る健康管理についての報告書」（平成20年3月 中央労働災害防止協会）や、「石綿業務に従事した離職者の健康管理報告書」（平成19年3月 中央労働災害防止協会）に基づいて、すなわち、実際に発症した労働者の実態などに即して幅広く健康管理を図ることを提言し、その結果、石綿健康管理手帳の交付要件が拡大されてきた経過である。改めて確認して再回答すること。

- ①石綿健康管理手帳の交付範囲と同程度のリスクで、被ばく労働者への健康管理手帳を交付すること。
- ②あくまでもリスク2倍が交付の基準であると言うのであればその根拠となる報告書、行政文書等を資料提供すること。

6 Jヴィレッジにおける医療・健康相談について【経済産業省】

この春あたりから、下請け労働者がJヴィレッジの医療・健康相談に行くと、その業者ごと仕事を切られるなどの噂が広がっている。また、東京電力は社員の健診でメンタルヘルスの調査をして継続的な支援が必要だとして防衛医科大学のサポートまで受けている。ところが、上記調査の統計的結果やサポートで使われている事前アンケートのフォームすら開示を拒んでいる。相変わらずの隠ぺい体質である。国としては、正確に東京電力から労働者への健康対策の状況を報告させ発表させるべきである。

ちなみに防衛医大と愛媛大の調査によると、事故後2～3ヶ月の時点で福島第一原発と第二原発で働く東電社員の4割以上が心の健康を損なう恐れがある状態に陥り、その最大の要因は、事故の「加害者」として受けた中傷や攻撃であったとしている（8/16各紙報道などから）。しかしながら、協力会社社員のことは、こうした調査の対象とされておらず、上記サポートも協力会社産業医を通じてしか受けておらず、下請け企業の労働者とのこうした「差別」こそが、東電社員への過剰攻撃の温床になりかねないという認識はないようである。

- ①東京電力からJヴィレッジにおける医療・健康相談の件数、内容、下請け労働者と東電社員の比率などのデータを報告させて公表すること。
- ②東京電力が下請け労働者向けにJヴィレッジで配布している「ストレスのチェックシート」と「専門家によるカウンセリングに関する案内」の配布状況及び活用実績を確認すること。
- ③国として、下請け労働者も含めて、東電社員に対して防衛医大などが行なったものと同種の調査を行い、その結果におうじて下請け労働者のメンタルヘルスサポートを実施すること。

7 内部被曝2mSv 裾切り問題 ②のみ【環境省】④のみ【経済産業省】【厚生労働省】

作業者の内部被ばく線量の分布が月別に示されているのは、2011年10月までである。「内部被ばく線量は複数月にまたがる評価となっているケースが多いため、月別線量には加算せず累積線量に加算している。」となっていて、外部被ばく線量と内部被ばく線量の合算値の累積線量分布しか出ていないので、内部被ばく線量の実態がまったく不明である。

- ①従来どおり作業者の内部被ばく線量を月別線量で示すよう指導すること。
- ②福島事故の作業者の内部被ばく評価がどのように行なわれたのかを具体的に明らかにすること。
- ③東京電力社員で高線量被ばくした人についてははいねいに行われたが、協力会社や下請け会社の作業員からは十分な評価がされていないという不満の声が多い。WBCが使えなくなったことから内部被ばく測定が大幅に遅れた。半減期の短いヨウ素131の評価は十分なのか説明すること。加えて、精密測定が必要な人に対するの検査はきちんと行われたのか確認すること。
- ④東京電力では内部被ばくについて2ミリシーベルトが「記録レベル」とされている。それ以下は記録しなくてもよいという認識なのか明らかにすること。

8 除染作業【環境省】【厚労省】

放射線管理区域外における被ばく労働という、おおよそ経験したことのない作業に従事する労働者の不安は、通りいっぺんの特別教育などで解消されるものではない。また数次にわたる下請け業者による作業も想定されるため、被曝問題に限らず、労働諸法規の違反が放置される可能性も高い。

- ①発注者および元請け業者が、誰がどこで何の作業をしたのかを含めた全ての作業内容及び労務管理記録を保存するように指導すること。
- ②建設業法の元請け責任をさらに強めた元請け業者の指導責任を明記した通達を出すこと。

9 緊急作業のあり方について【環境】

事故直後のいわゆる「撤退」問題については、当時の当局電力の意向や首相の言動など、コミュニケーションの側面ばかりが議論になっているが、そもそも2011年1月に出された放射性審議会基本部会「ICRP2007年勧告の国内制度等への取り入れについて（第2次中間報告）」を受けて、緊急作業に備えた法整備について、電力会社も政府も何ら対応をしていなかったこと、未だに対応していないことこそが、政治的ないしは法的な重要問題である。

①上記中間報告で提言されている「緊急時被ばく状況に適用する線量の制限値の意味合い」や「緊急作業に従事する者の要件」について、どのように具体的に検討するのかを明らかにすること。

10 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」（基発 0810 第1号）について【厚生労働省】

このような通達を出したことは高く評価できるが、適切に実施されるためには、被ばく労働管理だけを取り上げても、相当の困難が予想される。

①同通達を有効に実施させるために、所轄の労働局、監督署に任せるのではなく、本省直轄で特別班を組んで全国を回るような体制を取り、そのために監督官を増員すること。

②同通達の7項（東電福島第一原発における緊急作業に従事した労働者に関する被ばく線量等の報告）について、「原子力施設の長」は、原子力施設で労働者を従事させる際にどのようにして福島第一原発で緊急作業に従事したことがある労働者であるかどうかを把握するのかを明らかにすること。